

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
加東市	横谷地区	令和4年3月10日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	25.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	19.6 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	4.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.3 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.0 ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

地区内の耕作者(所有地の一部を預けている者5名を含む。)は19軒である。地区内耕作者の平均年齢は約68歳であり、規模拡大を目指す者はおらず、現状を維持する者が8名、経営規模を縮小する者が1名、耕作をやめたい者が4名(残り6名は未定)となっている。
75歳以上で後継者の目途がない耕作者の耕作面積は0.3ha、75歳以上で所有者への返還を希望する耕作者の借受農地面積は0.8haであり、これについては、地区内耕作者の受け手について検討する必要がある。
また、75歳以上で後継者の目途はあるものの農業継承が確実とはいえない耕作者の耕作面積が0.9haであり、70歳以上で後継者の目途がない耕作者の耕作面積が4.0haである。集落内で協力して農地を耕作できる仕組みを作った場合、農地を預けたい耕作者が14軒あるため、集落営農組織を含め、将来的な農地の受け手について検討を始める必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

今後5年間については、集落の農地利用は、中心経営体である地区内の耕作者が担う。
将来に向けて、今後早急に地区内で集落営農の組織化を検討していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	A	水稲	1.1 ha	水稲	2.6 ha	
	B	水稲	1.6 ha	水稲	2.6 ha	
	C	水稲	1.7 ha	水稲	2.7 ha	
	D	水稲	0.3 ha	水稲	1.8 ha	
計	4人		4.7 ha		9.7 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

1 農地の貸付意向 5年以内に貸し付け等の意向が確認された農地は、138.1aとなっている。 6年から10年以内に貸し付けの意向が確認された農地は、245.2aとなっている。
2 集落営農組織の組織化に向けた取組方針 集落内で、令和5年3月までに検討会を設置し、集落営農組織の組織化に向けて検討を開始する。 市・加西農業改良普及センター等と調整を行い、集落営農組織に関する情報を収集する。
3 農地中間管理機構の活用方針 今後の集落の農地利用については、集落営農組織の組織化に向けた検討の中で話し合いを行う。 予定している集落営農組織で集落内の農地を受けることができればよいが、集落内で受け手の確保が難しい場合など、必要に応じて、機構の活用を検討する。
4 地区外からの受け手確保に向けた取組方針 地区外の受け手と適切な協力関係をきずくため、水管理、草刈りなどの役割分担やルールの見直しを検討する。
5 鳥獣被害防止対策の取組方針 地域による鳥獣害対策の集落点検(侵入防止柵や被害発生場所等)に取り組む。